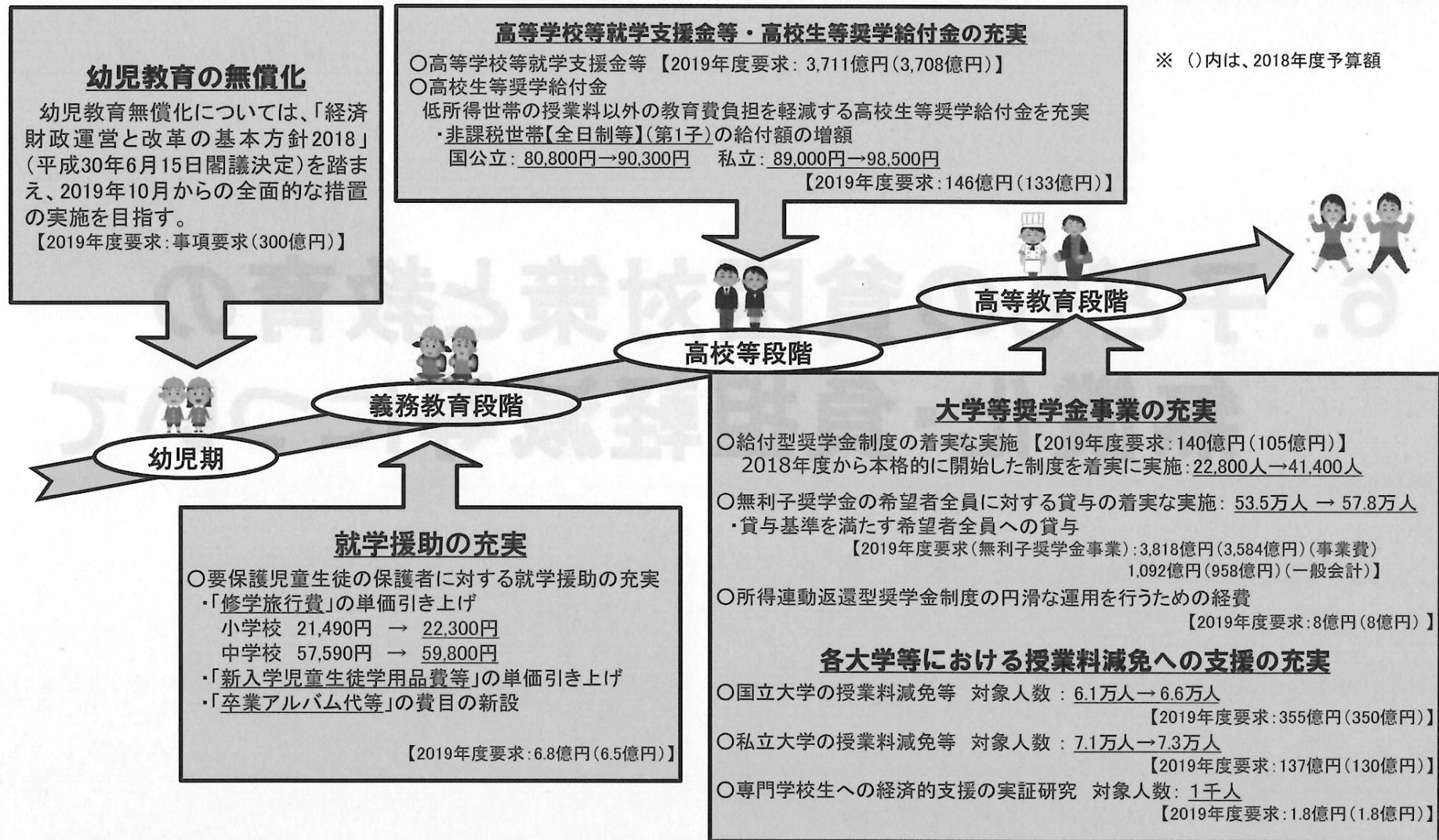


幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す



希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

幼児教育の無償化 ⇒ 2019年10月からの全面的な実施を目指す

※消費税引上げによる財源を活用

- 幼稚園の預かり保育を含む、3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化

高等教育の無償化 ⇒ 2020年4月から無償化を実施

※消費税引上げによる財源を活用

- 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子供たちに限って無償化を実現

1. 住民税非課税世帯(年収270万円未満世帯)

① 授業料の減免:

国立大学: 授業料を免除 公立大学: 国立大学の授業料を上限として対応
 私立大学: 国立大授業料に加え、私立大平均授業料と国立大授業料の差額の1/2を加算した額まで対応

(入学金の減免も同様に措置
 (私立大学: 私立大入学金平均額を上限))

② 給付型奨学金: 学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置、他の学生との公平性の観点から踏まえ社会通念上妥当なものとする

2. 支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯についても、年収300万円未満世帯については非課税世帯の2/3、年収300～380万円未満世帯については1/3の額を支援

■ 支援対象について要件を設定

① 支援対象者:

- ・高等学校在学中の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認
 - ・大学等進学後の学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位しか取得していないときやGPA等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告。警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは支給打ち切り
- ※斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例については検討

② 対象大学等:

- ・それぞれの特色強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象
- ・実務経験のある教員が卒業必要単位数の1割以上の単位に係る授業科目を担当、理事に産業界等の外部人材を複数任命、適正な成績管理の実施・公表、経営情報の開示

* その他、中間所得層の大学等へのアクセスの機会均等については検討を継続

私立高等学校の授業料の実質無償化 ⇒ 2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ無償化

※消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

- 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現

大学改革

- 人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとしての、時代に合ったかたちでの大学改革

- ・大学の役割・機能の明確化 ・大学教育の質の向上 ・学生が身に付けた能力・付加価値の見える化 ・経営力の強化 ・大学の連携・統合等
- ・高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

リカレント教育

- リカレント教育により、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会の構築

- ・教育訓練給付の拡充 ・産学連携によるリカレント教育 等

義務教育段階の就学援助（概要）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成27年度 約14万人】
- ②準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成27年度 約133万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
（最近の動向）
平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正するとともに、
予算単価を引き上げた。 小学校：20,470 → 40,600円、中学校：23,550 → 47,400円
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④平成31年度概算要求事項
 - ・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ
小学校：40,600円 → 63,100円（+22,500円） 中学校：47,400円 → 79,500円（+32,100円）
 - ・「修学旅行費」の単価引き上げ
小学校：21,490円 → 22,300円（+810円） 中学校：57,590円 → 59,800円（+2,210円）
 - ・「卒業アルバム代等」を補助対象費目に追加（新設）
小学校：10,800円 中学校：8,640円



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）

一部抜粋

（平成30年3月19日付29初財務第26号）

各都道府県教育委員会

各指定都市教育委員会

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

附属学校を置く各公立大学法人理事長

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局財務課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

学校における通学用服等の学用品等の購入については、平成29年10月2日文科初第472号「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）」等を踏まえ、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意いただいていると存じますが、この度、改めて、学校における通学用服等の学用品等の取扱いについての留意事項等を下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。（中略）

記

1 保護者の経済的負担軽減に係る留意事項

- (1) 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。
- (2) 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。
- (3) 学校及び教育委員会は、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組を行うに当たっては、公正取引委員会の「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成29年11月公表）等も参考とすること。

2 通学用服の選定等に当たっての留意事項

学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において、切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

3 その他

国立、私立の学校の設置者においても、それぞれの実情に応じ、上記1、2の留意事項を参考にすること。

【参考】公立中学校における制服の取引実態に関する調査について（公正取引委員会：公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書を含む）

（URL：<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.html>）

平成29年度新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (平成29年6月時点)

○平成29年度に小学校での入学前支給を実施, または実施予定の市町村の割合

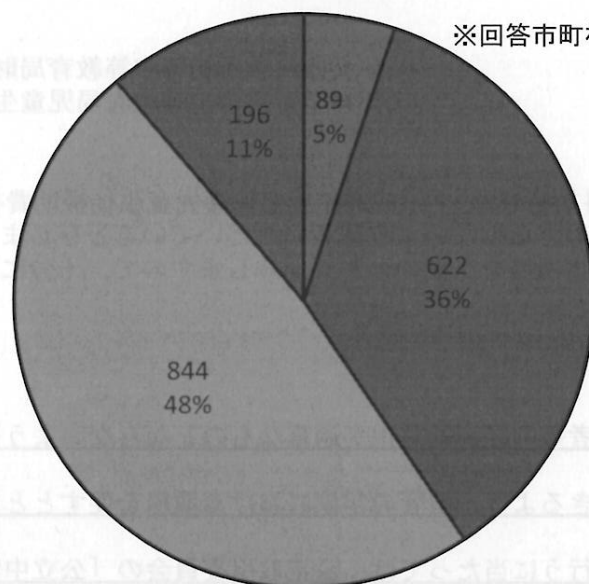
711/1,751市町村 40.6%

○平成29年度に中学校での入学前支給を実施, または実施予定の市町村の割合

856/1,743市町村 49.1%

小学校

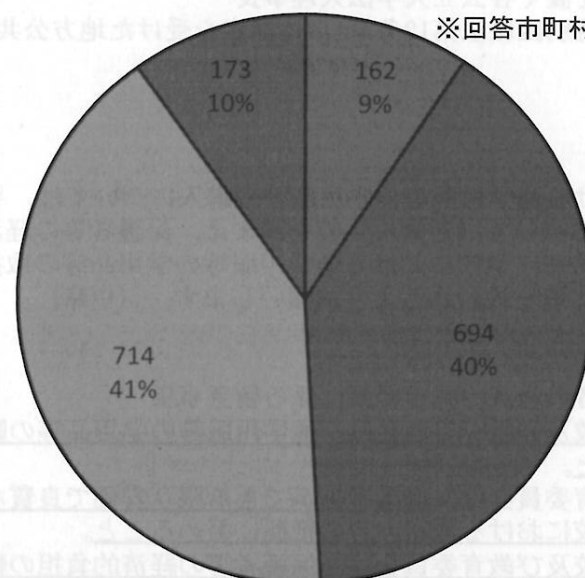
※回答市町村数(小学校:1751)



- 平成28年度以前から入学前支給をしている
- 平成29年度(平成30年度新入学分)より入学前支給予定
- 平成29年度の入学前支給は検討していない
- その他

中学校

※回答市町村数(中学校:1743)



- 平成28年度以前から入学前支給をしている
- 平成29年度(平成30年度新入学分)より入学前支給予定
- 平成29年度の入学前支給は検討していない
- その他

※「その他」は「未定」「近隣自治体の状況を見て判断」等と回答。

平成30年度の実施状況については、平成30年7月時点で調査中(取りまとめ次第公表予定)

生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について（通知）

30文科初第516号
平成30年6月25日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和

（略）

生活保護基準については、本年10月1日より新たな基準への見直しが予定されております。

この見直しに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限りその影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針（別紙1）を確認しており、この対応方針については、既に、本年2月21日の都道府県担当者等説明会等において情報提供しているところです。

今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が成立したところですが、これとあわせて「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が参議院厚生労働委員会において決議されました。

生活保護基準の見直しに伴い直接影響を受け得る国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することとしております。具体的には、要保護者に対する就学援助については、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることがないよう、従来より要保護者として就学援助を受けていた者等については、平成30年度においても引き続き国による補助の対象とすることとしました。

また、地方自治体で独自に実施されている準要保護者に対する就学援助についても、この政府の対応方針及び参議院厚生労働委員会の附帯決議の趣旨を御理解いただき、適切に御判断・御対応いただくよう、域内の市町村に対し御周知願います。

（略）

高等学校等就学支援金等

2019年度要求・要望額
(前年度予算額)

3,711億円
3,708億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度） 3,686億円
公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度） 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 25億円



背景説明

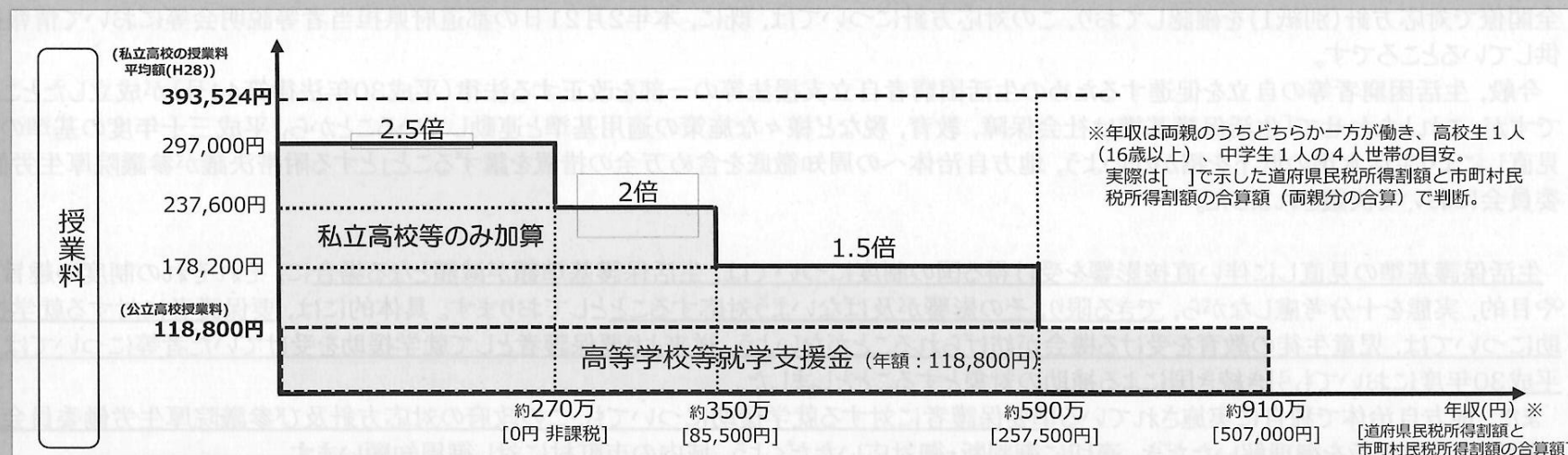
背景 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）。
- ◆ 対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- ◆ 年収約910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。
- ◆ 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。



成果、事業を実施して、
期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

2019年度要求・要望額
(前年度予算額)

146億円
133億円



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

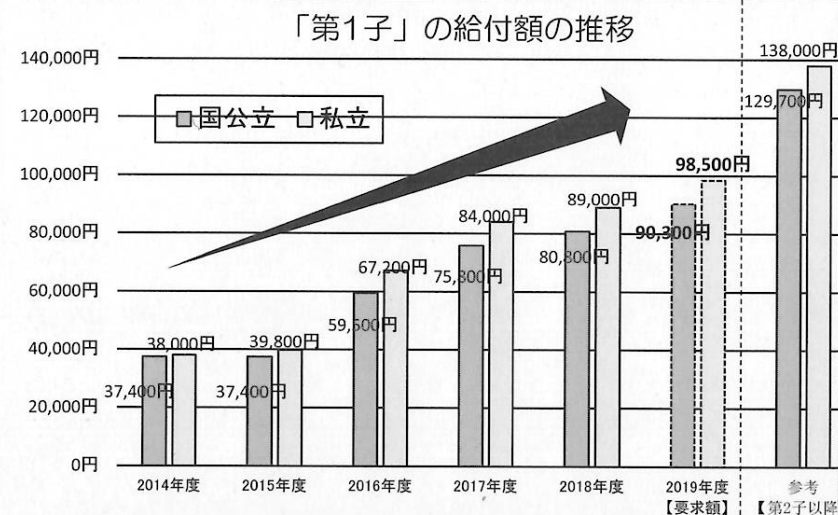
目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率 1 / 3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 2019年度概算要求事項
・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（+9,500円）【13億円増】（学びの基礎診断受検による負担増等への対応）

世帯区分	給付額（年額）			
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	国公立	32,300円	私立	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立	80,800円 ↓(+9,500円) 90,300円	私立	89,000円 ↓(+9,500円) 98,500円
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立	129,700円	私立	138,000円
非課税世帯 通信制	国公立	36,500円	私立	38,100円



成果、事業を実施して、
期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

7. いじめ対策・不登校支援について

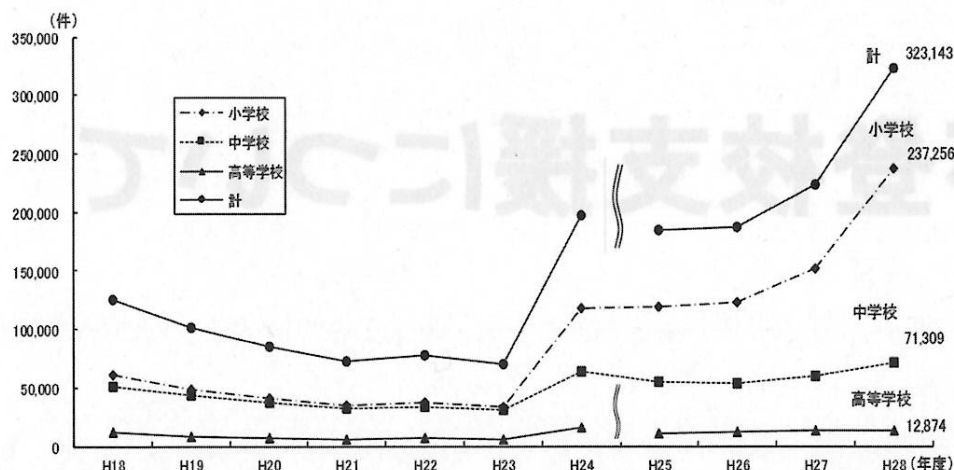


平成24年7月 児童虐待相談件数
 平成25年2月 児童虐待相談件数
 平成25年6月 児童虐待相談件数
 平成25年10月 児童虐待相談件数
 平成29年3月 児童虐待相談件数
 児童虐待相談件数の推移

いじめ対策について

◆ いじめの現状

いじめは決して許されないことだが、
どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題。



- 平成24年7月 滋賀県大津市の自殺事案について報道
- 平成25年2月 教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
- 平成25年6月 与野党6党提出による
「いじめ防止対策推進法」の成立
- 平成25年10月 国のいじめの防止等のための基本的な方針の策定
- 平成29年3月 いじめの防止等のための基本的な方針の改定、
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

◆ いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

1. いじめ防止・早期発見・対処のための対策

- (1)国が実施すべきこと
→基本方針の策定、組織の設置等
- (2)地方公共団体が実施すべきこと
→基本方針の策定、組織の設置等
- (3)学校が実施すべきこと(①、②は義務)
 - ①学校いじめ防止基本方針の策定
 - ②いじめ防止対策のための組織の設置

2. 「重大事態」への対処

- 学校・設置者は事実関係を明確にするための調査を実施しなければならない
- 地方公共団体の長等は再調査を行うことができる

◆ 文部科学省の主な取組

- いじめ防止対策推進法の周知(研修会等)
- いじめ防止対策協議会の設置
- 全国いじめ問題子供サミットの開催(平成26年度～)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の予算の拡充
- 学習指導要領等の一部改正
(道徳の時間を「特別な教科 道徳」として位置付けた)
- 警察等の関係機関、関係団体との連携強化
- 地教行法の改正による責任の所在の明確化、
迅速な危機管理体制の構築

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

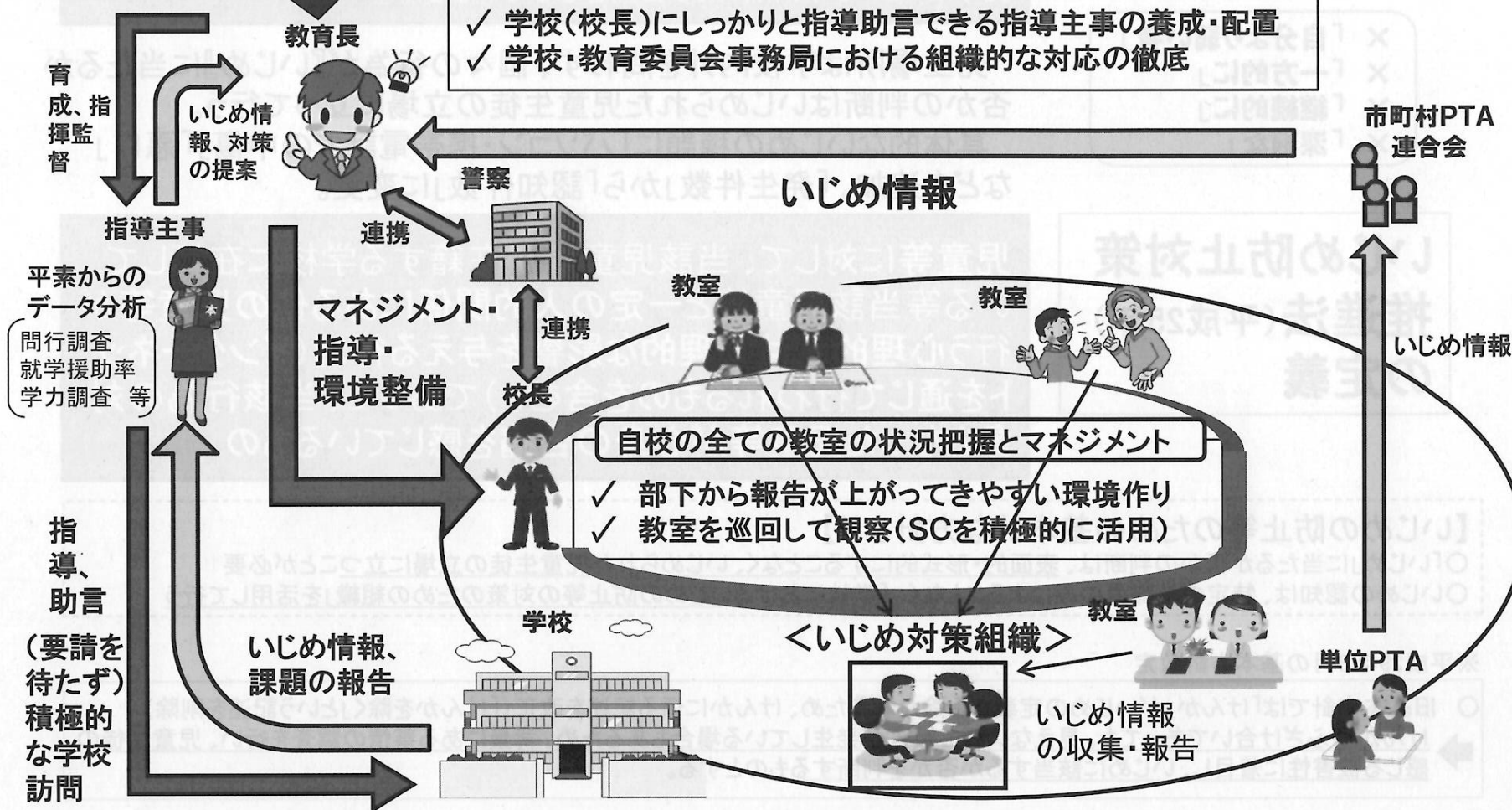
- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)
- ➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめ対応で果たすべき教育委員会と学校の役割

教育長自ら学校に足を運んで、責任を持って「状況を把握する」という姿勢を

- ① 所管の学校の徹底把握(データと実地)・徹底指導
- ② 全教職員の意識改革(いじめ有り≠悪。報告は必須(怠ると懲戒))
- ③ いじめ防止対策推進法の教職員への浸透

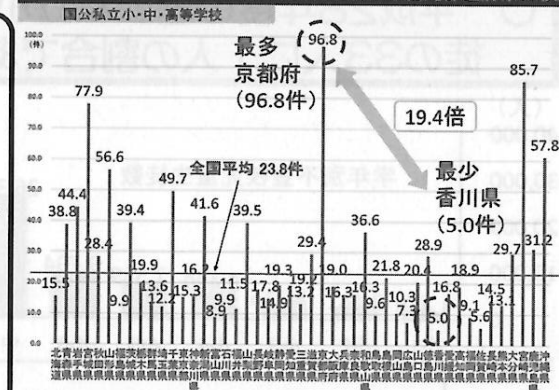
- ✓ 学校(校長)にしっかりと指導助言できる指導主事の養成・配置
- ✓ 学校・教育委員会事務局における組織的な対応の徹底



〔勧告日：平成30年3月16日(金)〕
〔勧告先：文部科学省、法務省〕

いじめの1,000人当たりの認知件数(平成28年度)[都道府県比較]

- ＜調査対象機関＞ 文部科学省、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省、21都道府県、21都道府県教育委員会、20都道府県公安委員会（都道府県警察）、41市町村、50市町村教育委員会、249学校（99公立小学校、99公立中学校、51公立高等学校）等
＜実地調査期間＞ 平成28年12月～29年3月



(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した

主な勧告

(文部科学省)
法のいじめの定義を
限定解釈しないこと
について周知徹底

(注) 分析結果は重大事態の全体像を示すものではない

- (文部科学省)
法等に基づく措置を
確実・適切に講ずること
について周知徹底

- (法務省)
いじめ相談事案を解
決する上で効果的な措
置の徹底

● 法務局において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すのみで、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%）

● いじめ対応の各段階、ネットいじめ、重大事態への対処等の工夫している取組を整理 67

不登校児童生徒数（推移）国公立小・中・高等学校

○ 平成28年度の国公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は18万人以上であり、中学校では生徒の33人に1人の割合である。



(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(平成28年度)

不登校児童生徒に対する支援

従来の取組

- 一定の要件を満たす場合の「出席扱い」(H4)
- ITを活用した学習機会の拡大(H17)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(H20～)【予算関連】
- 不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の弾力化の導入(H17)
※都道府県が設置する場合においても教職員給与費の3分の1を国庫負担化(H29)
- スクールカウンセラー等活用事業(H7～)【予算関連】

最近の状況

- 不登校児童生徒数は4年連続で増加しており、喫緊の課題(平成28年度間の小中学校における不登校児童生徒数:約13万4,000人)
 - 不登校の要因・背景は様々であり、一層多様化・複雑化
 - 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮する必要
 - 不登校児童生徒の社会的自立を目指す必要
 - 長期に不登校となっている児童生徒の学校以外の場での学習への支援が必要
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議」最終報告とりまとめ(平成28年7月)
 - ・「フリースクール等に関する検討会議」報告とりまとめ(平成29年2月)
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立(平成28年12月14日公布)
 - ・同法基本指針の策定(平成29年3月31日文部科学大臣決定)

今後の重点施策

■児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

学校指導體制の充実等魅力あるより良い学校づくりや、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり、児童生徒の学習状況等に応じた指導等の実施。

■「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的な支援

不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、個々の不登校児童生徒に応じた支援計画を策定。必要に応じ、関係機関等と情報共有を行うほか、学校間の引き継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進。

■不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

- ⇒ ●不登校特例校(H30現在12校)や教育支援センター等の設置促進
- 教育委員会・学校と民間団体との連携による支援の推進
- 民間団体の自主的な取組の促進
- ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援
- 学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援

・いじめ対策・不登校支援等推進事業
平成31年度概算要求額
190百万円の内数

⇒ 生徒指導担当者会議などにおいて、好事例などを周知

■教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した教育相談体制の構築を促進する。

- ⇒ ●スクールカウンセラーの配置拡充
- ・全公立中学校:10,000校、全公立小学校:16,700校→17,500校、教育支援センターの機能強化のためのスクールカウンセラーの配置:250箇所、
貧困・虐待対策重点配置:1,000校→1,500校
- スクールソーシャルワーカーの配置拡充
- ・小中学校配置:7,500人→10,000人、高等学校配置:47人、貧困・虐待対策重点配置:1,000人→1,500人

・スクールカウンセラー等活用事業
平成31年度概算要求額 4,873百万円
・スクールソーシャルワーカー活用事業
平成31年度概算要求額 1,978百万円

8. 特別支援教育の推進について

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成29年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 989万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H19年比で1.2倍
0.7%
(約7万2千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H19年比で2.1倍
2.4%
(約23万6千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H19年比で2.4倍
1.1%
(約10万9千人)

4.2%
(約41万7千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人(うち通級：約250人))

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器(ICT機器)の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：30年度、小学部：32年度、中学部：33年度、高等部：34年度入学者から実施予定。

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

学校における交流及び共同学習の推進について（概要）

平成30年2月 心のバリアフリー学習推進会議

1. 交流及び共同学習の推進

- ・ 交流及び共同学習は、障害のある子供・障害のない子供の双方にとって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、「心のバリアフリー」の実現に向けて大きな意義を有する。
- ・ 現在行われている取組は、単発の交流機会や、障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合も多い。各学校において、継続的な取組として、年間を通じて計画的に進めることが重要。
- ・ その場限りの活動で終わらせないよう、子供たちに対する十分な事前学習・事後学習を実施し、日常の学校生活においても障害者理解に係る丁寧な指導を継続して実施することが重要。
- ・ 校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組み、全教職員が目的や内容等を共有することが必要。
- ・ 教育委員会は、先進的な取組を域内の学校に普及するなどにより取組を推進。その際、学校が多様な業務を担い多忙化している状況も踏まえ、学校のマネジメントの観点からも支援が必要。

2. 障害のある人との交流の推進

- ・ 障害のある人との交流は、地域社会の中で、障害のある人と助け合い支え合うことを学び、「心のバリアフリー」を育む機会として大きな意味。
- ・ 学校には交流を行うことができる施設等についての情報が不在の場合がある。教育委員会が福祉部局等と連携し、障害のある人との交流ができる団体・施設の連絡先を整理して学校に共有することが有効。

3. ネットワーク形成の促進

- ・ 学校において交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うに当たり、教育委員会が中心となり、福祉部局、社会福祉法人、スポーツ・文化芸術などの関係団体等のネットワークを形成することが重要。
- ・ このようなネットワークは、障害のある子供の卒業後も見据えた一貫した支援の観点からも重要。
- ・ 関係者が定期的な連絡・協議を行うなど、その機能の充実を図ることが重要。

4. 今後の推進方策

- 文部科学省において心のバリアフリーに関する事業を充実し、事業を行っている学校だけではなく**全ての学校が継続的に実施できるよう、全国に取組を普及。**
- 文部科学省においては、平成30年度中に「**交流及び共同学習ガイド**」を学校がより活用しやすいものに改訂し、考え方や進め方を周知。
- 教育委員会は、教育委員会と学校の役割分担の見直しや明確化、取組のノウハウの共有など、**学校の多忙化を踏まえた支援を実施。**
- **国や教育委員会における研修において計画的に取り上げるとともに、特別支援学校と小・中学校等の教職員の交流・相互理解を促進。**
- 教育委員会において、**障害のある人との交流に当たって学校が連携をとることができる団体・施設の連絡先を整理し共有。**
- **教育委員会が中心となって、福祉部局、学校、社会福祉法人や関係団体等と連携したネットワークの形成を促進。**
- (独)国立特別支援教育総合研究所のホームページ等において、教職員等が活用しやすいよう、**交流及び共同学習の実践事例等を充実。**

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

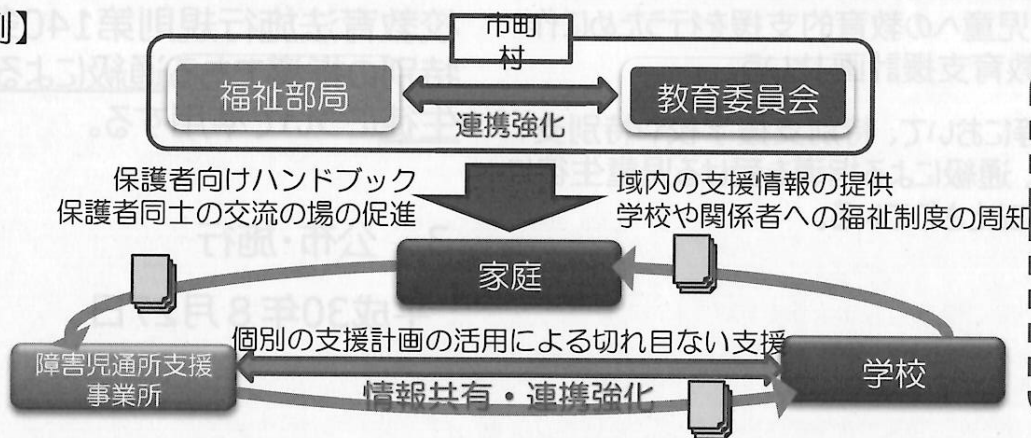
2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

学校教育法施行規則の一部改正について（H30.8）

1. 趣旨

平成30年3月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

※個別の教育支援計画について

- ・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。
- ・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

2. 概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○ 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導を受けている児童生徒について準用する。

3. 公布・施行

平成30年8月27日

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

特別支援学校教諭免許状の保有状況（平成29年5月1日現在 文部科学省調べ）

特別支援学校の教員
77.7%

▼
本来保有しなければ
ならないもの

特別支援学級の教員
30.7%

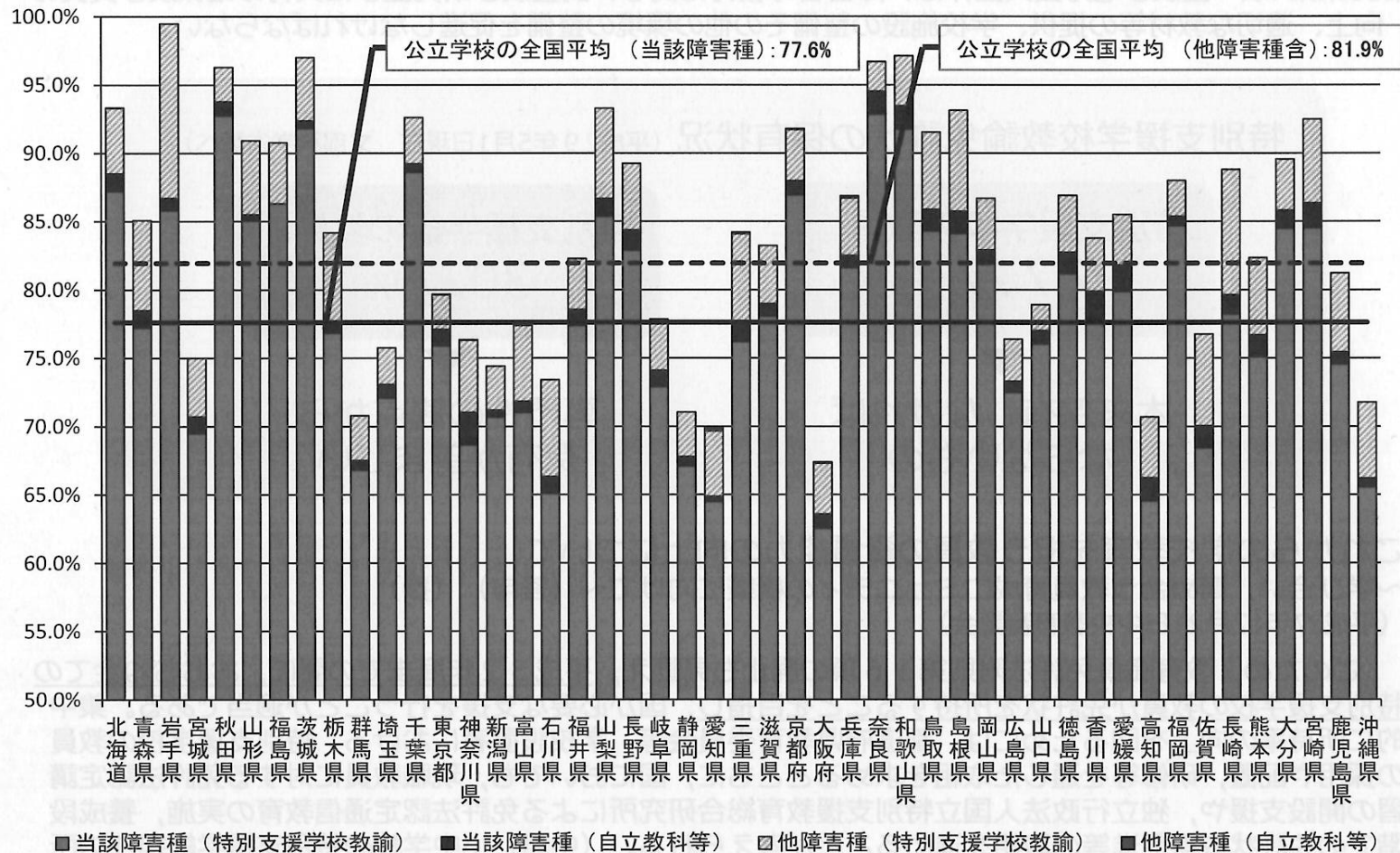
▼
専門性の観点から
保有が望ましい

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抄）
（平成27年12月21日中央教育審議会）

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。（中略）小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について

■ 用語について

- 性的指向 (Sexual Orientation) とは、恋愛対象が誰であることを示す概念とされています。
- 性自認 (Gender Identity) とは、性別に関する自己意識をいいます。
- 性同一性障害 (Gender Identity Disorder: GID) とは、生物学的な性と性自認が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

＜参考：性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（抜粋）＞

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

※ Sexual Orientation(性的指向) と Gender Identify(性自認)

の英語の頭文字をとった「SOGI(ソジ)」との表現もあります。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に関する取組の経緯

平成15年

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の成立(平成16年7月施行)

- 一定の要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること、
- 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い、などを規定。

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

- 「性同一性障害に関する教育相談等」があったとして、606件の報告。
- ※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答頂いた件数。

平成27年

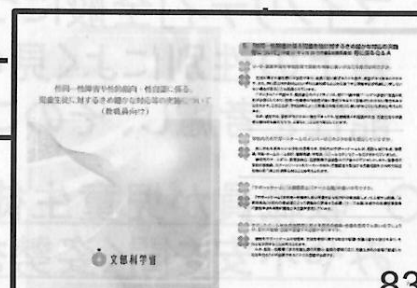
通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

- 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援などを通知。

平成28年

教職員向け周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」

(文部科学省HP: http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)



通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

「性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。」

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)

(別紙)性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補修として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

※上記はあくまで対応の一例です。

文部科学省調べ

画一的に例示のとおりに対応をするのではなく、まずは当該児童生徒や保護者とよく話し合い、個別の事情に応じた対応をしていただくようお願いします。

【参考】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

資質向上の取り組み、指導力・授業力・評価力
 資質向上・資質向上の取り組み
 資質向上の取り組み

資質向上の取り組み、指導力・授業力・評価力
 資質向上・資質向上の取り組み
 資質向上の取り組み

10. 教師の資質向上について

【知養】 資質向上・資質向上の取り組み 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み	【用教】 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み	【教研】 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み
【資質向上】 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み 資質向上の取り組み		

教師の養成・採用・研修を取り巻く環境と課題等

教師を取り巻く環境

- アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や教科等を越えたカリキュラム・マネジメントへの対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡
- 学校教育課題の多様化・複雑化
- 勤務の長時間化

我が国の教師の強み

- 授業研究などを通じ教員が日頃から共に学び合っている
- 校内研修が盛んに行われるなど、研修への参加意欲が高い

主な課題

【研修】

- 多忙で時間確保が困難
- 学び続けるモチベーションを維持できる環境整備

【採用】

- 優秀な教員の確保のための選考方法の工夫
- 採用選考試験への支援

【養成】

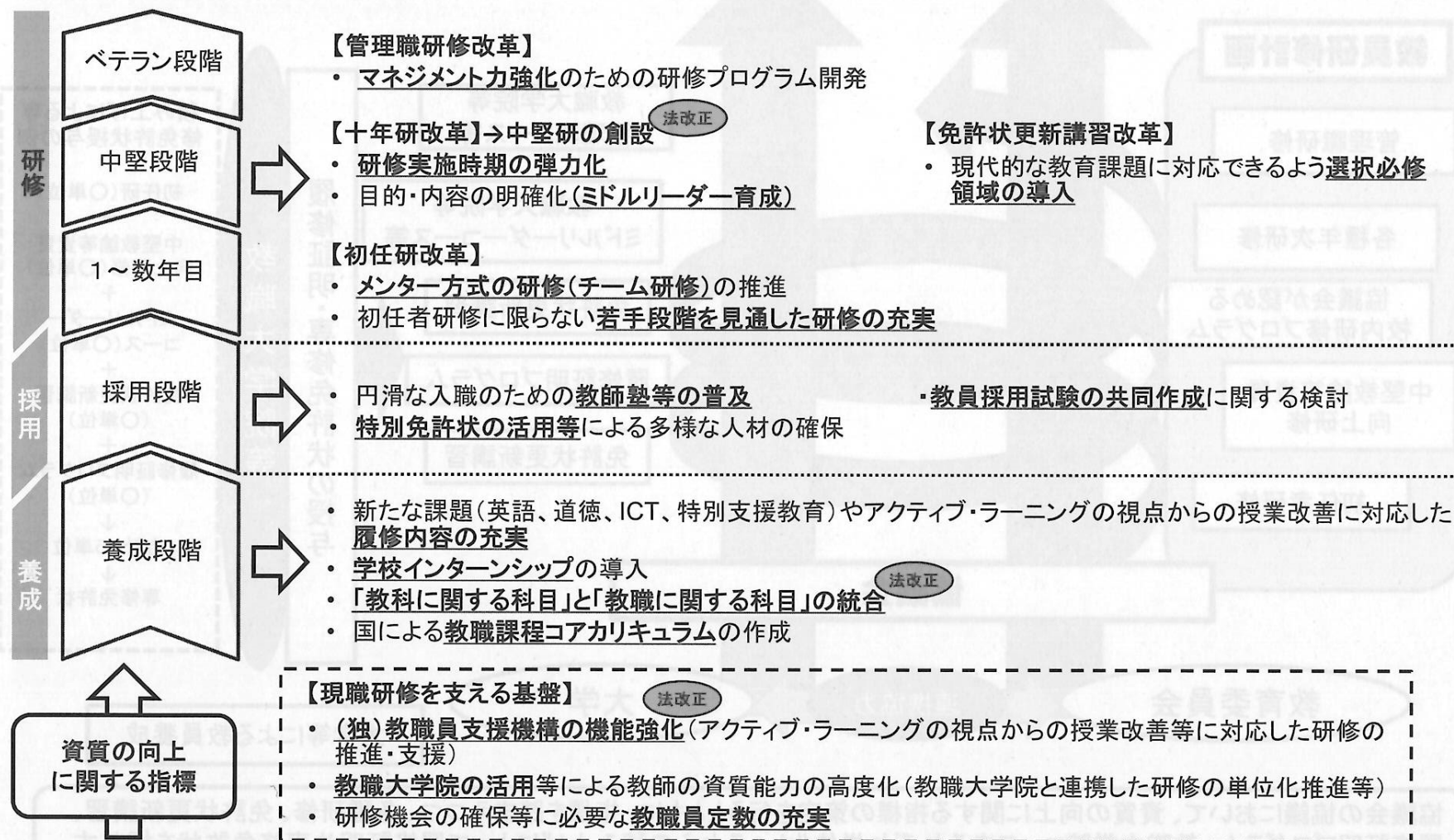
- 新たな課題や教育課程・授業方法の改革に対応した内容の充実
- 学校現場を体験させる機会の充実
- 学校現場の要望への弾力的な対応

【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携
- 勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上
- 外部人材の活用

教師の養成・採用・研修の一体的改革

○ 養成・採用・研修を通じた方策

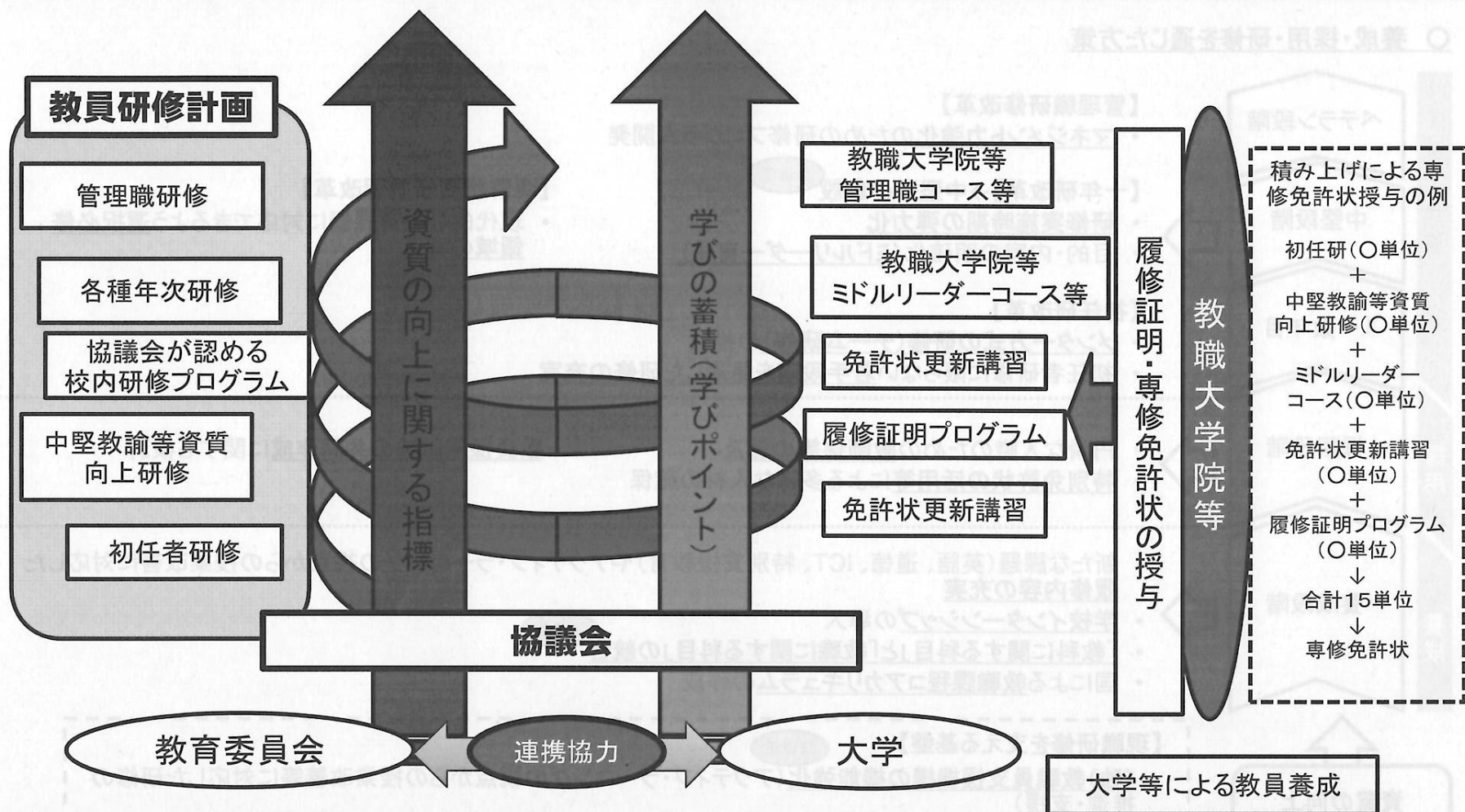


○ 学び続ける教師を支える体制整備 法改正

- ・ 教育委員会と大学等との協議会の組織
- ・ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標、教員研修計画の策定

法改正 ……教育公務員特例法等の一部改正(平成28年11月)による措置事項

学び続ける教員を支えるキャリアシステム（将来的なイメージ）



協議会の協議において、資質の向上に関する指標の策定を行うとともに、指標を踏まえつつ、各種研修、免許状更新講習、履修証明プログラム、教職大学院コースをそれぞれ単位化し、それらの積み上げによって履修証明や専修免許状を授与する取り組みの推進を図り、学び続ける教員の具現化を図る。

【概要】免許外教科担任制度の在り方に関する検討会議報告(案)

免許外教科担任制度

- ・ある教科の免許状を保有する教師を採用できない場合に、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師に当該教科の教授を担当させる制度
- ・昭和20年代に免許状を有する教師が全国的に不足する中で導入されたが、現在は 個別の事情により、やむをえず生ずる配置のニーズを適時に調整するために制度を利用
- ・免許外教科担任の許可件数は長期的には減少
- ・中学校では美術、技術、家庭、高等学校では情報や職業に関する教科を中心に、特に小規模校で制度を利用

許可件数の多い上位3教科

【中学校】	【高校】
家庭:2181件	情報:1248件
技術:2146件	公民:394件
美術:938件	工業:336件



対応の方向性

- ・近年の教師の需給の動向や今後の人口減少に伴う小規模校増加の可能性等に鑑み、免許外教科担任制度は存続
- ・ただし、同制度の利用を可能な限り縮小させるための取組を行う
- ・どうしても免許外教科担任が必要な場合には、遠隔教育の利用など、担当教師への支援や研修を充実

文部科学省の主な対応策

- ①免許状取得要件の弾力化
複数教科の免許状の取得を促進するため、免許状の取得要件を弾力化
- ②大学間の連携・協力による養成・研修体制の確保
教員採用数の少ない教科について、大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組みを検討
- ③現職教員以外の多様な人材の活用
退職教員、民間の人材等が、適時・適切に教壇に立てるよう、免許状更新講習の受講の弾力化や特別免許状・臨時免許状を積極的に活用
- ④免許外教科担任の授業の質の向上
・「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」がまとめた「遠隔教育の推進に向けた施策方針」に基づき、遠隔システムの活用による免許外教科担任の授業の質の向上を促進
・免許外教科を担当する教師の資質向上のため、放送・通信・インターネットによる講習を開発
- ⑤運用指針の提示
免許外教科担任の運用指針を都道府県教育委員会に示し、厳格な運用や担当教師への支援等を要請

教育委員会に期待される役割

- ①複数教科の免許状を有する者への採用選考等における配慮
- ②免許状を保有する教員が少ない教科についての計画的な免許法認定講習の開講及び現職の教員が受講しやすい環境の整備
- ③複数校兼務を行うに当たっての兼務発令等の手続きの明確化、計画的・効果的な教員配置への支援
- ④免許外教科担任への研修機会の充実及び支援体制の確保
- ⑤免許外教科担任の許可の基準等の見直し及びその運用の徹底

大学に期待される役割

- ①複数免許状を取得しやすいようにすることや免許法認定講習の開講の協力
- ②近隣の大学との連携・協力などによる採用数の少ない教科についての養成・研修機能の強化、効率化

教育委員会と大学とが
双方の事情とニーズを
踏まえて養成、採用、研修等
について協力

独立行政法人教職員支援機構

○主な業務

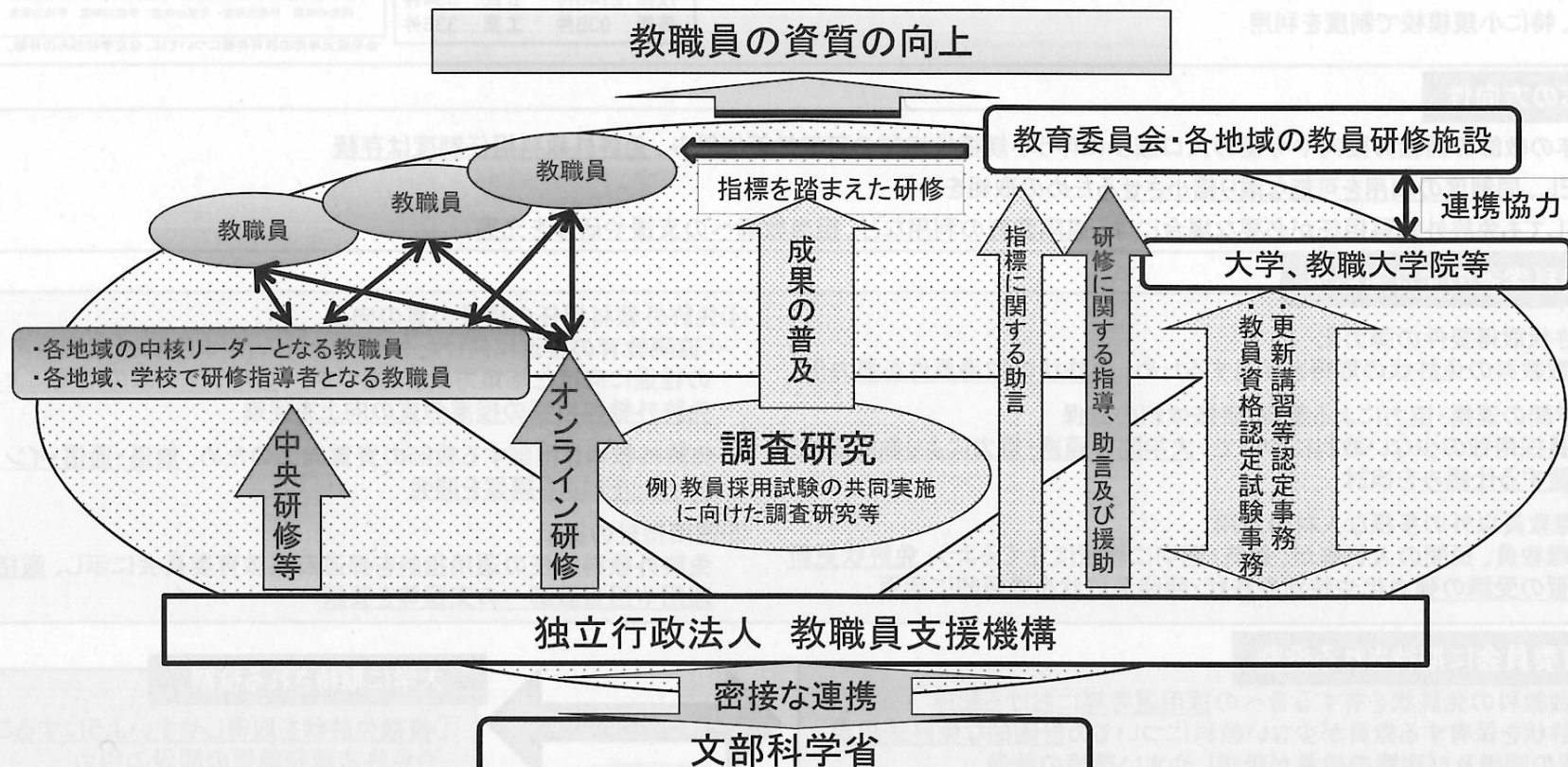
校長、教員その他の学校教育関係職員に対する、研修の実施や、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及等、教職員に対する総合的な支援を行うことにより、これらの者の資質の向上を図る。

○主な研修

教職員等中央研修(校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、次世代リーダー育成研修、事務職員研修)など

○受講者数

7,797人(平成29年度)



…教育公務員特例法等の一部改正(平成28年11月)により追加された業務

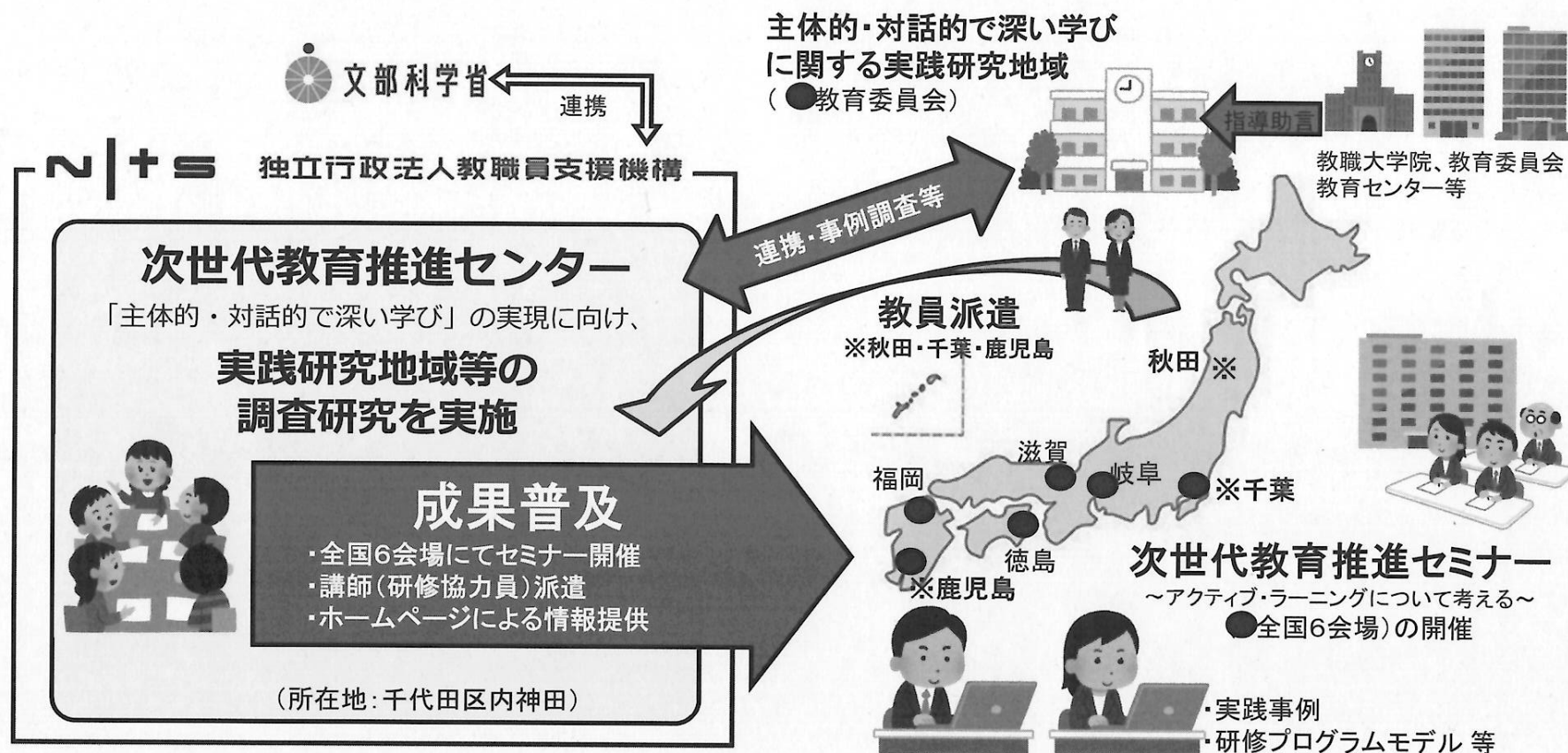
政策目標 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。

新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト (平成30年度)

平成30年4月現在

独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センターが実施する「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」は、新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）」に関して、関係教育委員会等の協力を得て、実践研究地域等の調査研究や、実践事例の提供、セミナーの開催等の成果普及事業を行うことにより、我が国全体の教員の資質能力向上に寄与するものです。



11. 学校安全の推進等について (災害への対応と危機管理を含む)

第2次学校安全の推進に関する計画について(=今後の学校安全に関する方向性)

これまでの取組と課題

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、実践的な安全教育、防災マニュアルの整備や安全点検・見守り活動等が推進されてきた。
- 学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難いため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。
- 学校安全の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

第2次学校安全の推進に関する計画（計画期間：平成29年4月～平成34年3月）（平成29年3月24日閣議決定）

目指すべき姿

- 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とするとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

上記を実現するために、12の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が今後5年間で推進すべき具体的な取組を記載

5つの推進方策と12の施策目標

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 全ての学校において、
 - ・管理職のリーダーシップの下、中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築【1】
 - ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定【2】
 - 取組の評価・検証を踏まえた改善【3】
- 全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要な研修等を受講【4】

2. 安全に関する教育の充実方策

- 全ての学校において、
 - ・学校教育活動全体を通じた安全教育を実施【5】
 - ・取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)を改善【6】

3. 学校の施設及び設備の整備充実

- 全ての学校において、
 - ・耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的な対応が必要な老朽化対策等を実施【7】
 - ・地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実【8】

4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

- 全ての学校において、
 - ・定期的に学校施設・設備の安全点検を実施するとともに三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境を改善【9】
 - ・学校管理下における事故等には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を実施【10】

5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 全ての学校において、
 - ・保護者・地域住民との連携体制を構築【11】
 - ・外部専門家や関係機関との連携体制を構築【12】



登下校時における児童生徒等の安全確保の取組

登下校時における児童生徒等の安全確保のためには、

- ①児童生徒等を極力一人にしないという観点からの「安全な登下校方策の策定、実施」及び「児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備」等が重要。さらに、
- ②児童生徒等に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進が重要。



現場における取組

○「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成・配布

○教職員向け学校安全資料の作成・配布

○「事件事故発生時の初期対応能力向上のための講習会」の実施を支援

○その他の参考資料の作成・配布

学校での安全管理

- ・危機管理マニュアルの作成・見直し
- ・通学路の設定・安全点検
- ・訓練
- ・教職員研修
- ・組織的な対応体制の構築

学校での安全教育

- ・安全教室（関係機関と連携）
- ・教科等における安全教育
- ・登下校時の安全に係る指導（安全マップ、防犯ブザー）

・学校安全計画の策定・見直し

○学校安全教室の講師となる教職員への講習会を支援

○児童生徒が自ら安全な行動がとれるようにすることを目的とした児童生徒向け指導用教育教材の作成・配布

○児童自身が自ら考えて学べる学習教材等の作成・配布

- ・登下校時の見守り活動
- ・防犯パトロール
- ・通学路の安全点検
- ・不審者情報の提供

- ・子供110番の家
- ・スクール・サポーター
- ・安全教育への協力
- ・協力要請・情報交換のための会議開催等

警察

地域と連携した組織的な活動

保護者

ボランティア・地域住民

地域の関係団体

※吹き出しは文部科学省の取組

- 見守り活動に係る支援
- スクールガード（学校安全ボランティア）養成支援

- スクールガード・リーダー（防犯の専門家）の養成・委嘱支援
- コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進

地域全体での学校安全体制の構築、専門家の知見活用の促進

好事例の創出・収集、周知

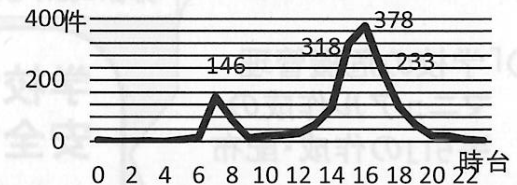
地方財政措置による費用支援

登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中
犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
 - (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加
→「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- ➡ 登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務

子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況
(土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



2. 通学路の合同点検の徹底及び 環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

3. 不審者情報等の共有及び 迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

4. 多様な担い手による 見守りの活性化

- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3) 「子供110番の家・車」への支援等

5. 子供の危険回避に 関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進



登下校防犯プランにおける文部科学省の取組

通学路の緊急合同点検等の徹底

防犯の観点からの通学路の緊急合同点検の実施

学校で危険箇所の抽出

教育委員会

学校

警察

道路管理者

自治体

地域住民

その他関係者・関係機関

連 携

合同点検の実施

危険箇所の共有、環境の整備・改善の検討

環境の整備・改善

- 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- 防犯カメラの設置に関する支援・防犯まちづくりの推進



登下校における安全確保対策の強化

見守り活動の活性化

- スクールガードの養成・質向上
- スクールガード・リーダーの巡回強化
- ながら見守り等の推進による担い手の確保
- 「子ども110番の家」との連携推進

不審者情報の共有及び迅速な対応

- 警察・教育委員会・学校間の迅速な不審者情報共有体制の再整理
- 警察と連携した効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の共有体制構築

実践的な防犯教育の充実

- 通学路安全マップの作成等を通じた指導
- 防犯教室等の活用
- 「子供110番の家」の活用の推進
- 防犯教育の担い手である教職員の研修の充実
- 安全な登下校のための、家庭における防犯の取組の推進



様々な登下校の安全確保策の共有

- ・防犯ブザー等の活用
- ・集団登下校、スクールバス等による安全な登下校方策
- ・ICTを活用した登下校管理等の好事例・留意点等を周知し、効果的な安全確保の取組を推進

地域ぐるみで子供を守る連携体制の強化

危機管理マニュアル作成の手引き 全体構成図

学校における危機管理

事前の危機管理

予防する

体制整備

2-1

点検

2-2

- 計画的な点検の実施
- 事故等情報を生かした点検
- 関係機関と連携した点検

避難訓練

2-3

- 目的を明確化した点検
- 地域関係機関等と連携した訓練

教職員研修

2-4

- 学校安全の中核となる教員の育成と校内研修の充実

安全教育

2-5

- 安全に関する資質・能力の育成
- 教育活動を通じた取組
(地域安全マップの作成)

個別の危機管理

命を守る

実際の対応時は、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に全教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急事態の発生

事故等発生時の対応の基本

3-1

様々な事故への対応

3-2

不審者侵入への対応

3-3

登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応

3-4

交通事故への対応

3-5

気象災害への対応

3-6

地震・津波への対応

3-7

新たな危機事象への対応

3-8

●幼稚園等における留意点

3-9

●特別支援学校等における留意点

3-10

●寄宿舎における留意点

3-11

事後の危機管理

復旧・復興する

事後の対応

4-1

- 児童生徒等の安否確認
- 引渡しと待機
- 教育活動の継続

心のケア

4-2

- 健康観察によるストレス症状等の把握と対応

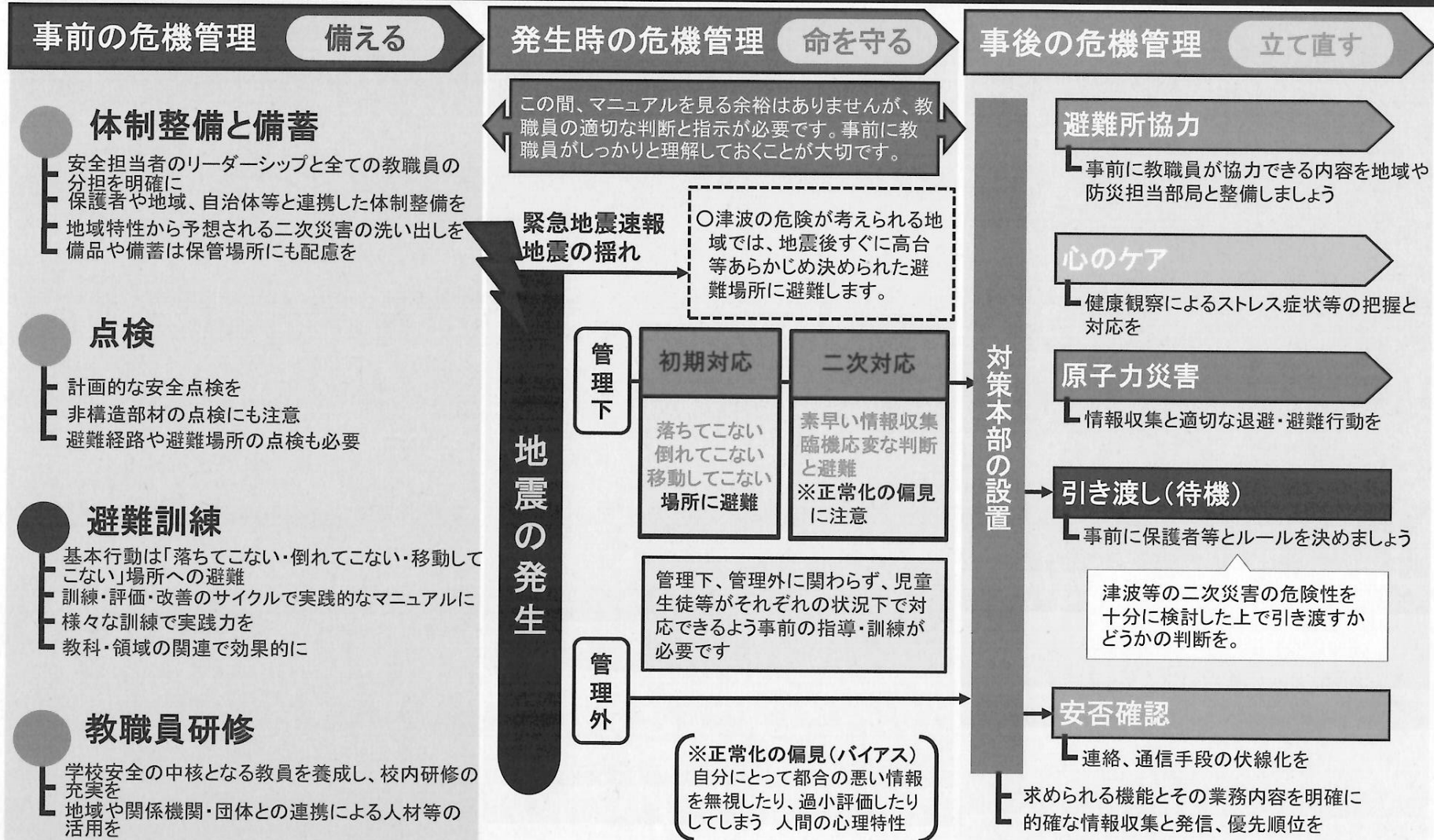
調査・検証・報告・再発防止等

4-3

- 調査による原因究明
- 調査結果に基づく再発防止策
- 保護者等への丁寧な説明と継続的な支援

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない事故等にきちんと備えることが重要です。

学校における地震防災のフローチャート



「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

- ※ 上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できないことから、初期対応の「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。
- ※ 災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理外により変わることが考えられます。
- ※ このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている期間、二次対応は揺れが収まってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間として示しています。

12. 学校と地域の連携・協働について

コミュニティ・スクールについて～地域とともにある学校への転換～

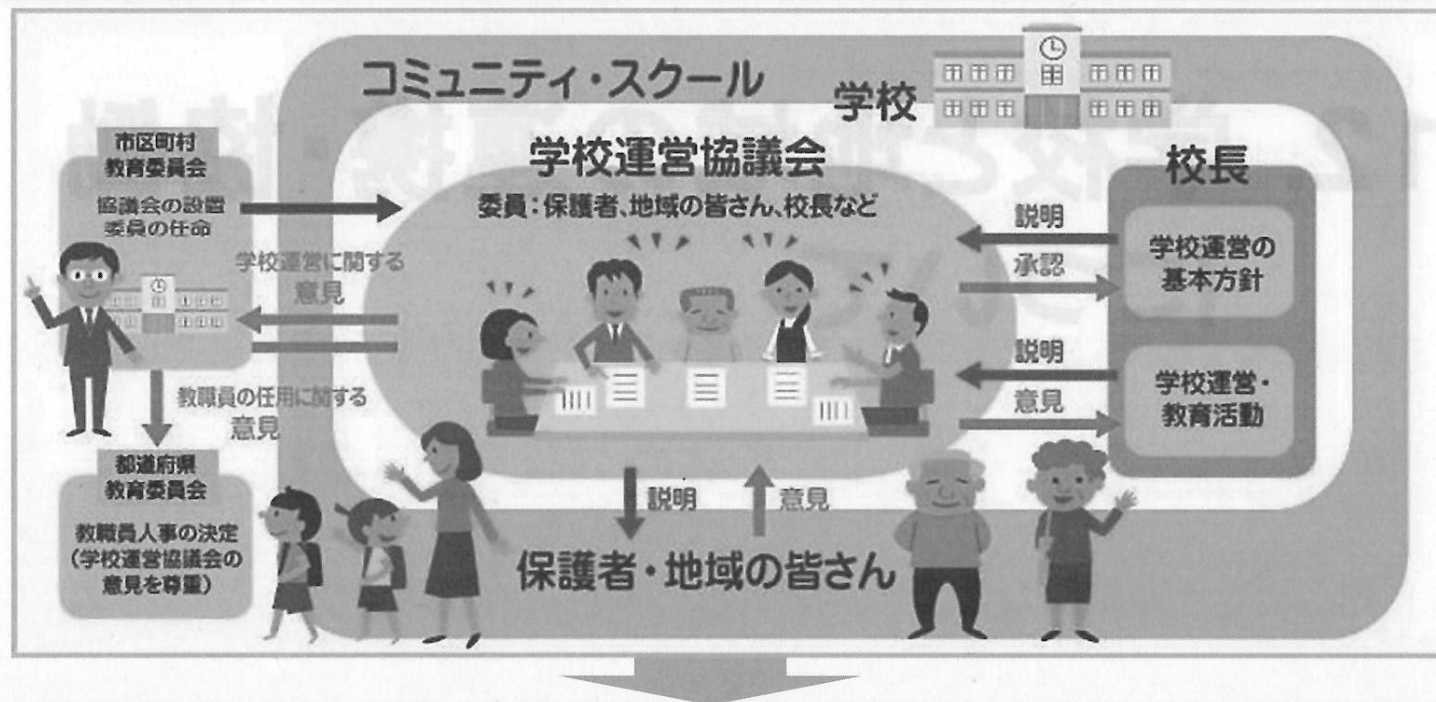
開かれた学校から更に一步踏み出し、

地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む

『地域とともにある学校』へと転換していくことを目指して、取組を推進していく必要。



コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりの有効なツール



コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。
学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、協働の基盤が確固たるものに。

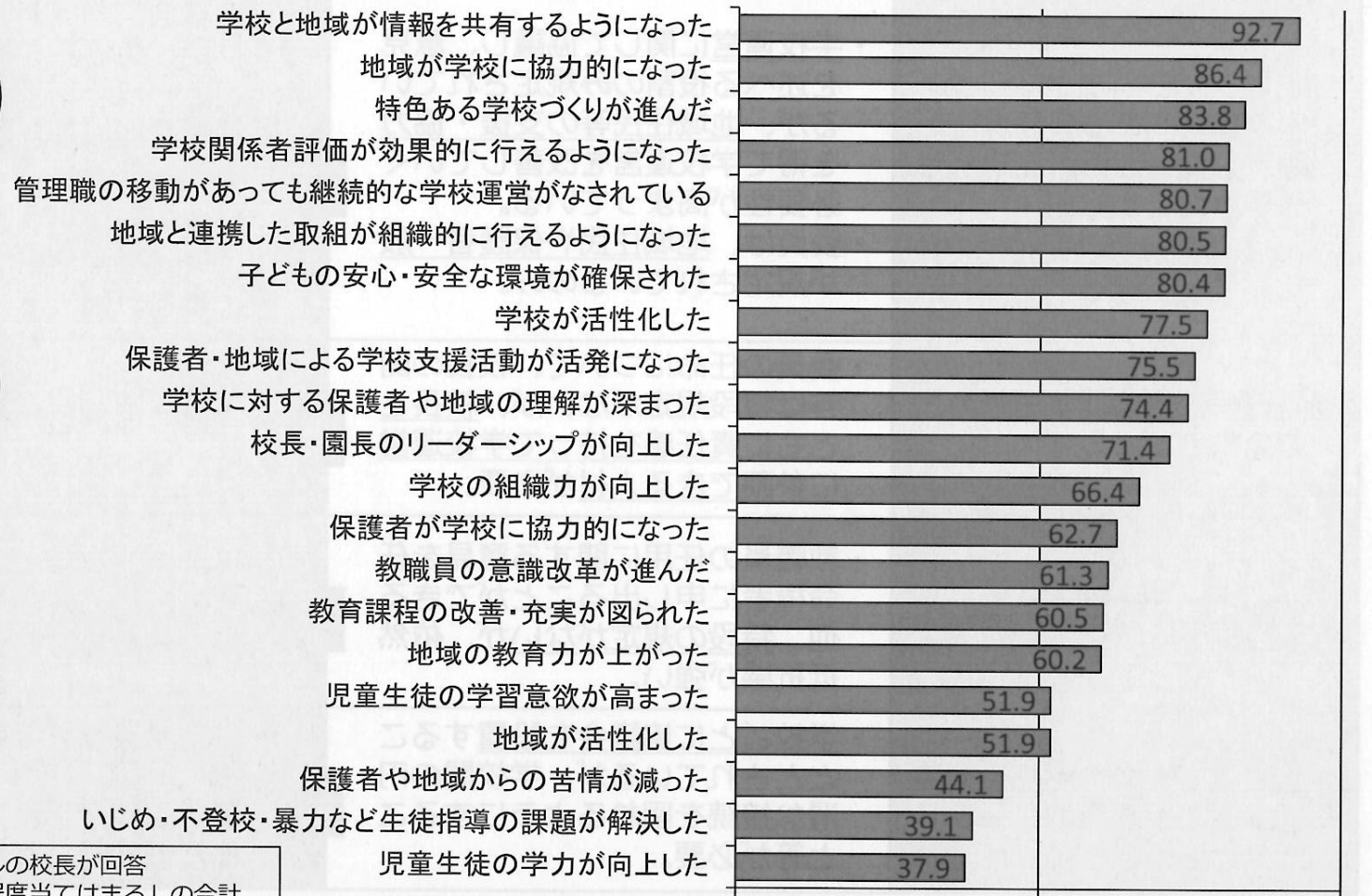
コミュニティ・スクールに関する成果認識

学校運営協議会や熟議の実施を通して、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという「目標」や「ビジョンを」共有し、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことで、子供たちの学力向上、生徒指導上の課題解決、教職員の意識改革・業務改善など、学校運営に関する様々な効果が表れている。

子供たちへの効果

学校（教職員）への効果

地域（住民）への効果



※コミュニティ・スクールの校長が回答
※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

コミュニティ・スクールに関する制度改正について(義務標準法等の一部改正法/H29.4～)

改正事項	現状・課題	改正の内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっているが、<u>さらなる設置の促進が必要</u>。	各教育委員会に対して、<u>協議会の設置の努力義務を課すこととする</u>。
②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	- 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されているが、<u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっている</u>。 - 委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>が規定されているのみ。	- 協議会において、<u>学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直すとともに、協議会は、協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するように努めることとする</u>。 - 地域学校協働活動推進員(※社教法に規定)等の<u>学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとする</u>。
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	委員の任命について、校長の関与は特段規定がないが、<u>校長とともに責任感を持って学校運営に参画できる人材が必要</u>。	委員の任命に当たり、<u>校長が意見申出を行えることとし、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みとする</u>。
④任用に関する意見の柔軟化	教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないが、依然抵抗感が強い</u>。	どのような事項について<u>教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとする</u>。
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	学校ごとに協議会を設置することとされているが、<u>学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要</u>。	小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、<u>二以上の学校について一の協議会を置くことができることとする</u>。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとするほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている。

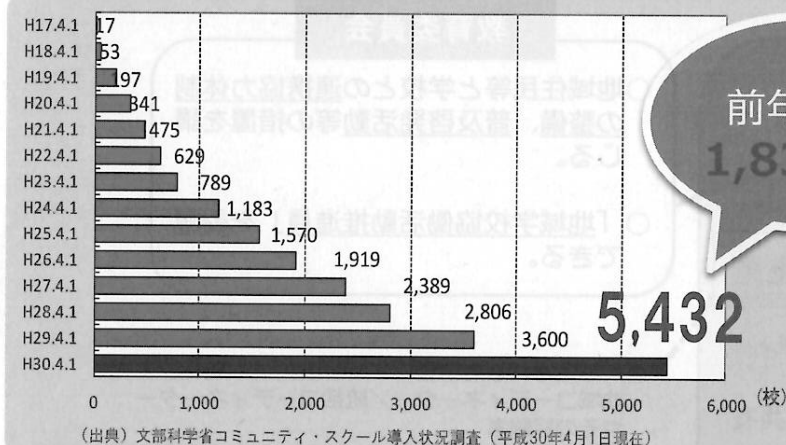
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 5,432校 (平成30年4月1日現在)

(幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106)

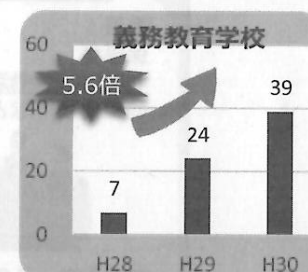
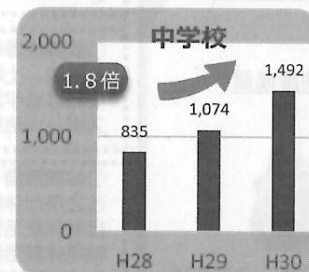
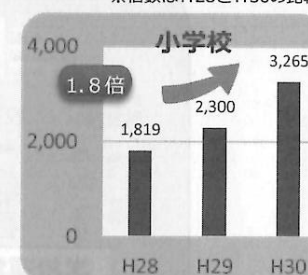
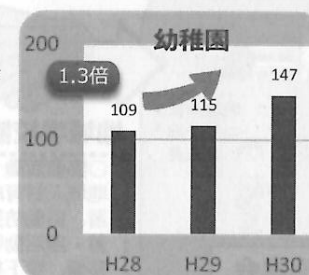
全国の学校のうち、14.7%がコミュニティ・スクールを導入



前年度より
1,832校増

◆校種別の設置状況(3年経過)

※倍数はH28とH30の比較



※中等教育学校を含む

学校運営協議会を設置している
学校の割合

【設置率】※

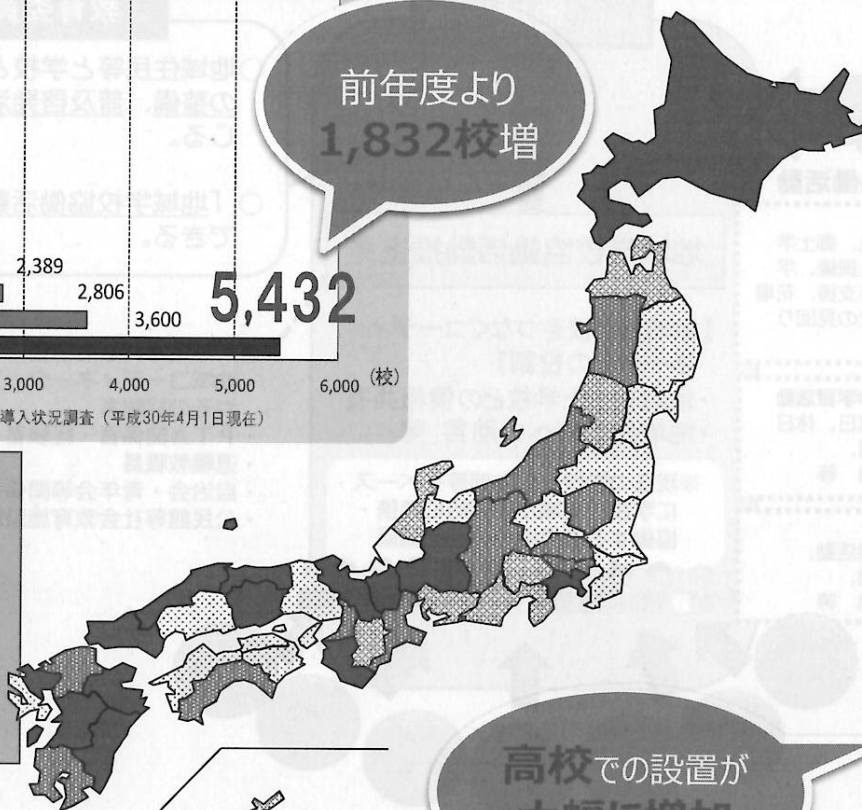
20%以上

10%以上20%未満

5%以上10%未満

5%未満

設置なし



高校での設置が
大幅に増加

※母数は平成30年4月1日調査で、
各教育委員会から報告があった学校数。

※沖縄県は地図を拡大しています。

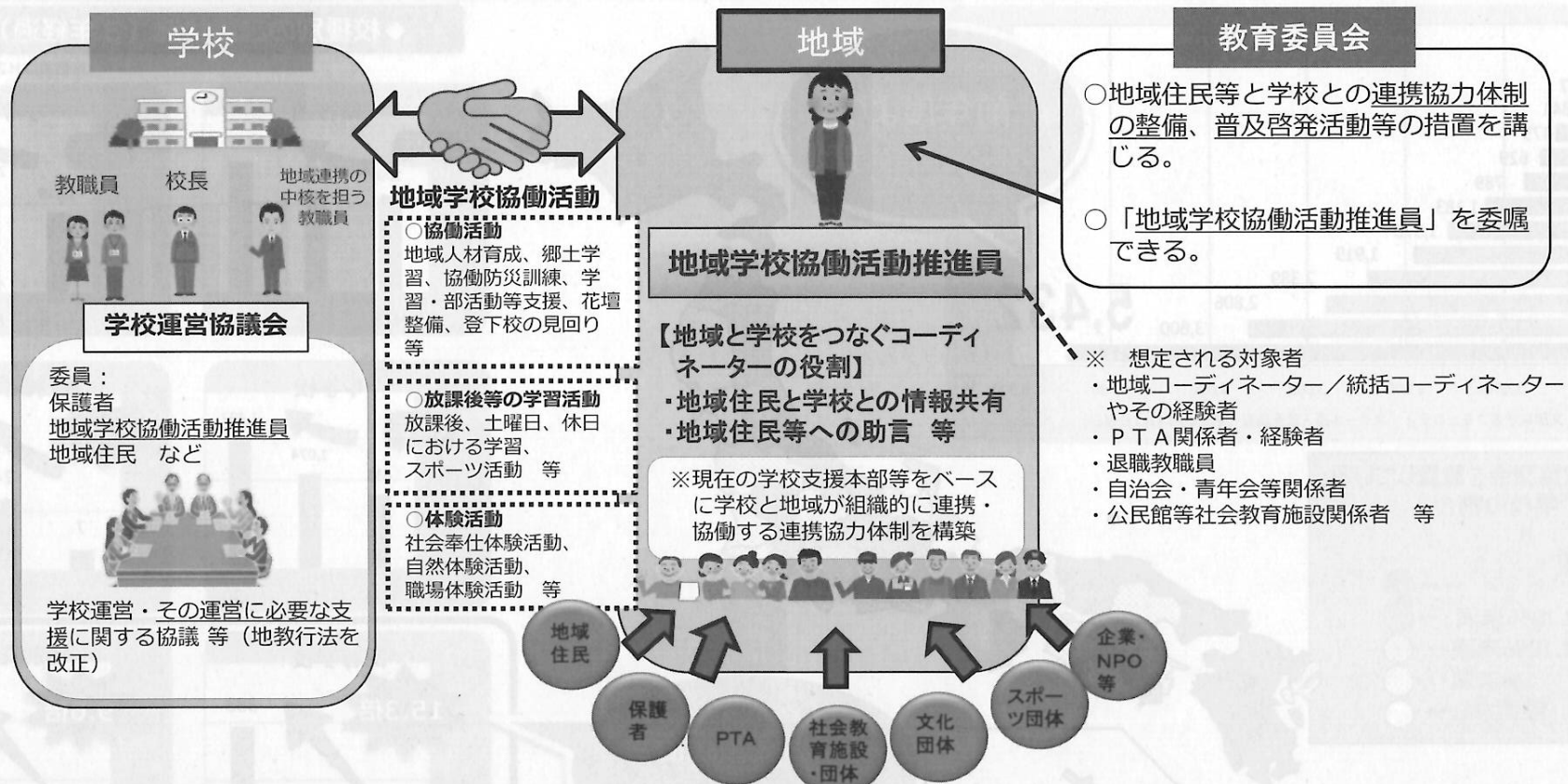
地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

改正の概要

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。

これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域学校協働活動のイメージ>



→・学校運営協議会と地域学校協働本部(※)の双方が両輪として機能することで、目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなど、相乗効果が期待

・地域と学校の連携・協働は、「社会に開かれた教育課程」の実現に寄与

地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,435百万円)
30年度予算額 6,012百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する。そのため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の配置や機能強化により、「地域学校協働本部」の整備を推進するとともに、地域学校協働活動の基盤となる学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜日等の教育支援の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。



地域学校協働活動の取組事例（地域学校協働本部）

学校を核とした地域コミュニティの再構築 ―学校支援から地域支援へ―

（高知県南国市立稲生小学校・地域学校協働本部）

◆活動概要・目的

- ・地域住民の心の拠り所である小学校を核として地域教育力の再構築を行うことを目的に開始。
- ・平成17年からPTA組織からPTCA組織づくりを開始
（通常のPTAに、C:地域を意味するコミュニティを追加）
- ・平成28年から「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」とし、学校支援から地域支援に向けた取組を推進。

◆活動における工夫・ポイント

- ・花育の推進（花を教材に生命や個性について子供に考えてもらう地域協力型の学校支援活動を展開）
- ・食育の推進（ストーリーのある活動：「苗の植え付けから収穫、そして食する」全ての段階で地域と協働）
- ・地域文化の継承（カッパ伝説）
- ・公民館を舞台とした多世代参加型の地区の新たな祭りの創出
- ・学校・地域の合同防災訓練の実施（授業参観日に実施）
- ・高知大学地域協働学部と連携し、学生も活動に参画

◆活動の成果

- ・平成21年には学校の玄関を綺麗にしようと、地域住民、保護者の協力で花壇に種をまくことから始まった「花育」の活動は、2016年から蛍の里づくり事業として、地域全体に「花育の輪」が広がっている。
- ・「食育」を通してPTCAを中心とする学校と地域との協働で学校行事がより地域とのふれあいを大切にしたものとなり、地域活性にもつながっている。



地域住民と子供たちで
カッパのフィギュアを
作成し、地域文化を継承

地域の伝承 河童



玉ねぎ苗植え



玉ねぎ販売



玉ねぎパーティ

地域学校協活動とコミュニティ・スクールの取組事例（岩手県大槌町）

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

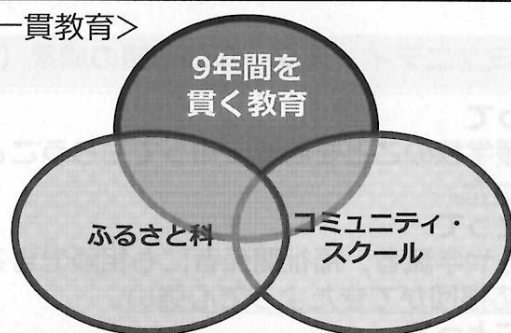
○教育環境の復興

- 安心して学べる新しい学校の建設
- 9年間の継続性を持った心のケア

○学校だけでは解決できない課題解決への取組

- 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

<大槌町の小中一貫教育>



・次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。
・生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

① 地域への愛着を育む学び

・地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習

② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び

・職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等

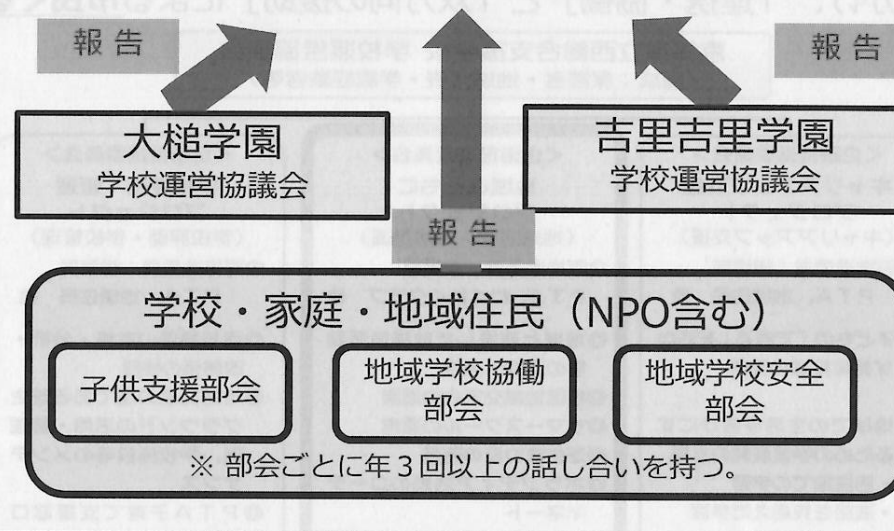
③ 防災教育を中心とした学び

・「いきる・かかわる・そなえる」防災学習



大槌町コミュニティ・スクール協議会

評価・検証委員会



委員会名 部会名	主な活動内容（協議内容）	主なメンバー
評価・検証委員会	○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定・効果測定について	学校運営協議会長、PTA会長・副会長、教育委員、各学校長、各部会長、教育委員会等
子供支援部会	○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、NPO等
地域学校協働部会	○「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、NPO等
地域学校安全部会	○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

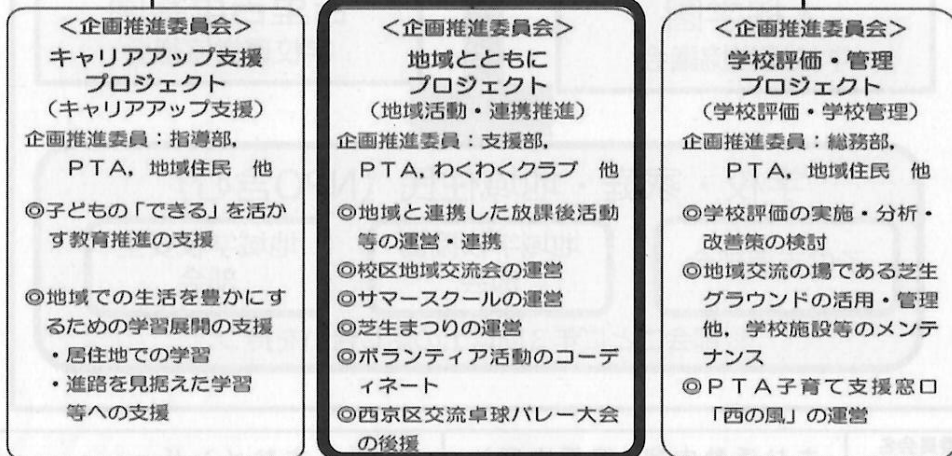
本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

新たな地域の創造 ～学びと育みの場づくり～（京都市立西総合支援学校）

特別支援学校におけるコミュニティ（地域）とは

京都西総合支援学校では、障害のある子供たちが積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」の実現を目指して、「**学校のある地域（桂坂小学校区）**」と「**子供たちが暮らしている地域（43小学校区）**」の両方に働きかけ、「**連携・協働**」と「**双方向の援助**」による**市民ぐるみ・地域ぐるみの学校づくり**を行っている。

京都市立西総合支援学校 学校運営協議会 （構成：保護者・地域代表・学識経験者等）



コミュニティ・スクールの取組の成果（一部）

- ◆**学校にとって**
特別支援学校のことを地域に知ってもらうことで**地域が学習の場**となった。
- ◆**保護者にとって**
地域の方や学識者、福祉関係者にも相談できる場があり、**自分たちの応援団ができた**ようで心強い。
- ◆**地域住民にとって**
学校の教育方針や取組がよくわかり、ボランティアとして協力しやすくなった。
- ◆**子供たちにとって**
子供たちの障害を理解していただき、**住みやすい地域づくり**の着実な第一歩となっている。

学校にとっての2つの地域

①学校のある地域
（桂坂小学校区）



②子供たちが暮らしている地域
（43小学校区）

小・中学校の学校
運営協議会との連携

企画・運営

学校で 開催

- 校区地域交流会の運営
- サマースクールの運営
- 芝生まつりの運営
- 啓発リーフレットの作成
- ボランティア養成講座

居住地域で 開催

- わくわくクラブの運営
- 光華子ども遊び隊への協力
- にこにこクラブの運営



芝生まつり

※学校のグラウンドで、障害のある人にとってのスポーツの拠点となることを目指して開催



わくわくクラブ

※居住地域の小学校の教室等を借りて様々な放課後の活動を実施

調査の目的



全国学力・学習状況調査の実施は、学校教育の改善に資するため、文部科学省が、全国の公立・私立の小・中学校、高等学校、特別支援学校、職業実践専門学科の学校を対象として、毎年実施している。調査の結果は、各学校の教育改善に活用され、また、国の教育政策の立案に活用される。

13. 全国学力・学習状況調査について

調査の対象となるのは、全国の公立・私立の小・中学校、高等学校、特別支援学校、職業実践専門学科の学校である。調査の結果は、各学校の教育改善に活用され、また、国の教育政策の立案に活用される。

調査の対象となるのは、全国の公立・私立の小・中学校、高等学校、特別支援学校、職業実践専門学科の学校である。調査の結果は、各学校の教育改善に活用され、また、国の教育政策の立案に活用される。

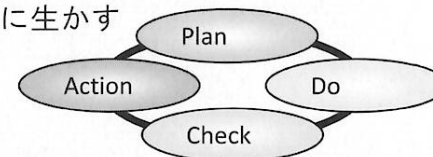
調査の対象となるのは、全国の公立・私立の小・中学校、高等学校、特別支援学校、職業実践専門学科の学校である。調査の結果は、各学校の教育改善に活用され、また、国の教育政策の立案に活用される。

調査の対象となるのは、全国の公立・私立の小・中学校、高等学校、特別支援学校、職業実践専門学科の学校である。調査の結果は、各学校の教育改善に活用され、また、国の教育政策の立案に活用される。

全国的な学力調査の実施

調査の目的

- 国としては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の改善・充実に生かす
- 教育委員会としては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に生かす
- 学校としては、個々の児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすとともに、
学校全体として指導方法の検証・改善につなげる
- 以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する



調査の概要

- 調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒
- 対象教科：
 - ①教科に関する調査（国語A・B、算数・数学A・B）
 - A：主として「知識」に関する問題
 - B：主として「活用」に関する問題
 - ※平成24・27・30年度は「理科」を追加。
理科は3年に一度程度実施
 - ※平成31年度からは中学校「英語」を追加。
英語は3年に一度程度実施
 - ※平成31年度からは「知識」と「活用」を一体的に問う
問題構成で実施
 - ②生活習慣や学習習慣に関する質問紙調査
(児童生徒に対する調査／学校に対する調査)

30年度調査の実施

- 調査日：平成30年4月17日（火）公表日：平成30年7月31日（火）
- 調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒
(悉皆調査)
- 対象教科：国語、算数・数学、理科
(児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施)
- ※英語調査実施に向けた予備調査を抽出方式で平成30年5月に実施。

31年度調査の実施（予定）

- 調査日：平成31年4月18日（木）
- 調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒
(悉皆調査)
- 対象教科：国語、算数・数学、英語（中学校）
(児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施)
- ※中学校の英語については、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」全体で45分程度、「話すこと」は15分程度（調査問題5分程度、準備や入退室に係る時間10分程度）を想定。なお、「話すこと」調査は、音声録音方式により一学級が同時に調査を行うことを想定している。

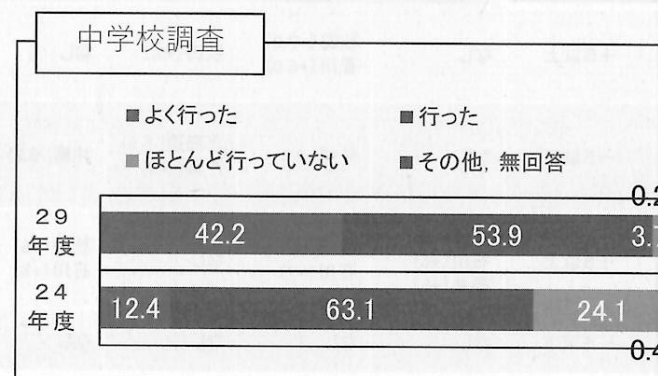
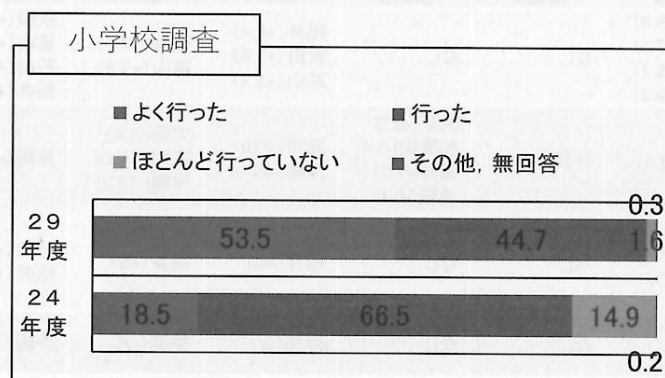
32年度調査の実施（予定）

- 調査日：平成32年4月16日（木）
- 調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒
(悉皆調査)
- 対象教科：国語、算数・数学
(児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施)
- ※経年変化分析調査及び保護者に関する調査を抽出方式で実施予定。

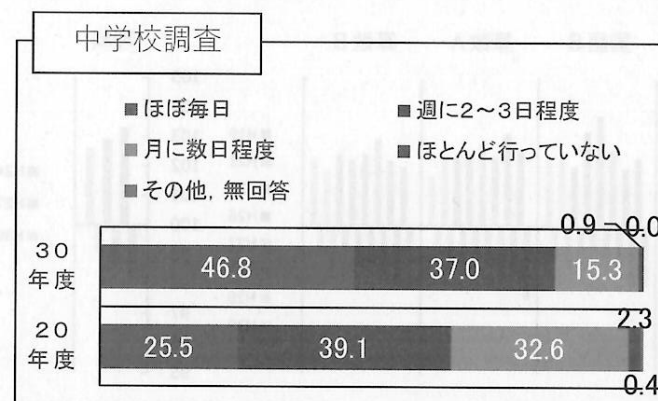
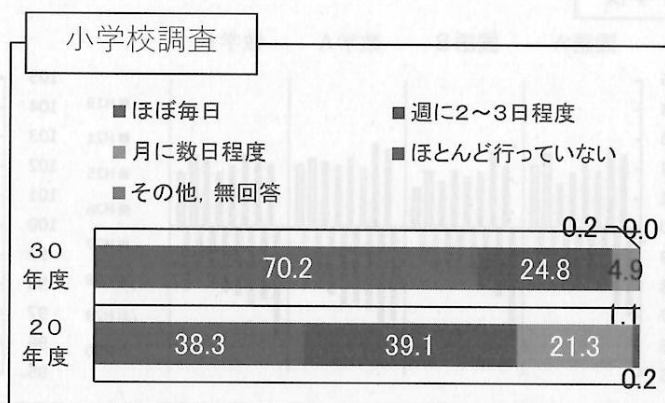
これまでの実施を振り返って

学校現場レベルにおけるPDCAは根付いてきている

- 全国学力・学習状況調査の自校の結果を分析し、学校全体で成果や課題を共有しましたか
(学校質問紙調査)※24年度からの調査項目



- 校長は、校内の授業をどの程度見て回っていますか (学校質問紙調査)※20年度からの調査項目



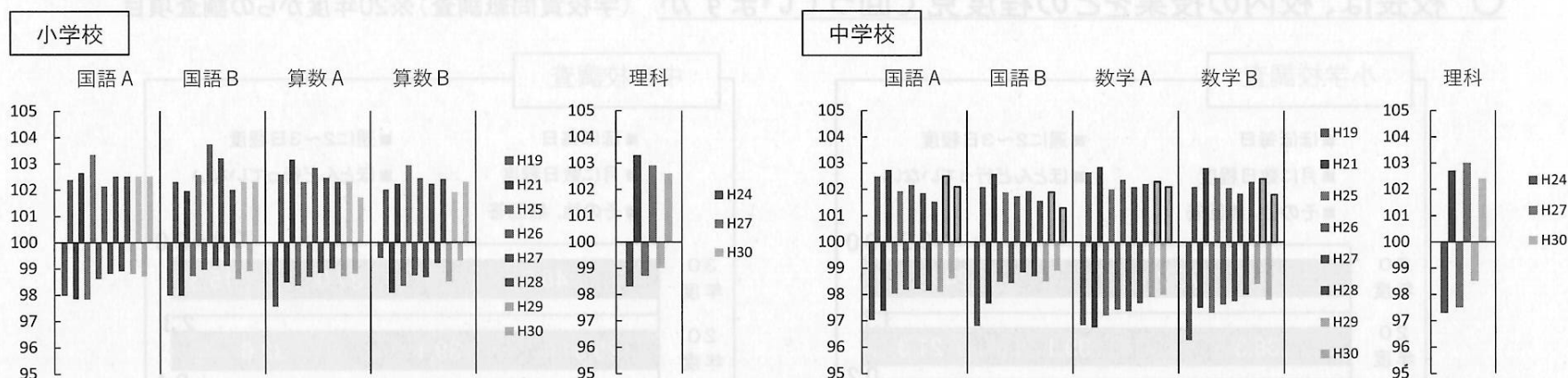
これまでの実施を振り返って

都道府県間の平均正答率の相対的な差が縮まってきている

○平均正答率が全国平均から±5ポイント以上離れている都道府県状況

		小学校					中学校				
		国語A	国語B	算数A	算数B	理科	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
平成19年度 (理科は平成 24年度)	+5以上	なし	秋田(+7.0) 香川(+6.0)	秋田(+6.3)	なし	青森(+5.0) 秋田(+7.5) 石川(+5.7) 福井(+6.2)	なし	なし	福井(+8.4) 秋田(+5.6) 富山(+5.3)	福井(+7.0) 富山(+5.3)	秋田(+5.1) 富山(+5.8) 石川(+5.3) 福井(+6.8)
	-5以下	なし	沖縄(-9.4)	北海道(-5.3) 沖縄(-5.9)	沖縄(-9.2)	沖縄(-5.4)	沖縄(-7.4)	大阪(-6.7) 和歌山(-5.4) 高知(-7.7) 沖縄(-8.1)	高知(-9.0) 沖縄(-14.6)	大阪(-5.6) 高知(-10.0) 沖縄(-13.2)	沖縄(-9.6)
平成30年度	+5以上	秋田(+6) 石川(+6) 福井(+5)	秋田(+6) 石川(+7)	なし	秋田(+6) 石川(+8)	秋田(+5) 石川(+5)	なし	なし	福井(+6)	福井(+6)	石川(+5) 福井(+5)
	-5以下	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	沖縄(-7)	沖縄(-7)	沖縄(-5)

○標準化得点の状況 平成19・21・25・27・28・29・30年度で、平均正答数(公立)が高い3都道府県と低い3都道府県の標準化得点の平均を算出



※ 標準化得点・・・各年度の調査は問題が異なることから、平均正答率による単純な比較ができないため、年度間の相対的な比較をすることが可能となるよう、各年度の調査の全国(公立)の平均正答数がそれぞれ100となるように標準化した得点

平成30年度・31年度調査の主な変更点

平成30年度調査

○ 調査結果提供の早期化

- ・ 8月中下旬(現行) → 7月下旬(平成30年度以降)
- ・ 夏季休業期間を分析等に活用し、2学期からの指導改善等を一層充実

○ 学校・学級ごとに、「学級別回答状況整理表(S-P表)」を作成・提供

- ・ 全国的な傾向との比較
- ・ 学校・学級ごと、児童生徒ごとの「重点的に指導をすべきと考えられる設問」の把握等により、学習上の課題を明らかにし、教育指導の改善・充実に活用

○ 質問紙調査の調査項目の精選

- ・ 調査の負担軽減等の観点から、児童生徒質問紙、学校質問紙ともに、調査項目を整理・削減
- | | | | | | | | | |
|---------|-----|-------|---|------|-----|-------|---|------|
| 児童生徒質問紙 | 小学校 | 92項目 | → | 62項目 | 中学校 | 94項目 | → | 59項目 |
| 学校質問紙 | 小学校 | 111項目 | → | 84項目 | 中学校 | 109項目 | → | 81項目 |

平成31年度調査

○「知識」と「活用」を一体的に問う問題構成で実施

○ 中学校「英語」を追加

- ・ 英語は3年に一度程度実施。
- ・ 「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」の4技能の調査を実施。
- ・ 「話すこと」調査については、学校のパソコンとUSBを活用した方法により実施。所要時間は、生徒1人当たり10～15分程度(準備5～10分程度を含む)。

平成31年度の教科に関する調査について

- 国語、算数・数学については、1単位時間で、知識と活用とを一体的に問う形の調査区分で調査を実施。
- 英語については、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の1単位時間に加え、「話すこと」の調査を実施。
 (「話すこと」調査については、学校のパソコンとUSBを活用した方法により実施。所要時間は、生徒1人当たり10～15分程度(準備5～10分程度を含む)。)

(参考)平成31年度の時間割のイメージ

小学校

1 時限目	2 時限目	3 時限目
国語 (知識・活用一体) (45分)	算数 (知識・活用一体) (45分)	児童質問紙

※国語、算数・数学の1単位時間での調査時間は、
 小学校40分→45分、中学校45分→50分 に変更

中学校

1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目 ※2	5 時限目 ※1	6 時限目 ※1
国語 (知識・活用一体) (50分)	数学 (知識・活用一体) (50分)	英語 (聞くこと、読むこと、書くこと) (45分)	生徒質問紙	英語(話すこと) (15分×3組) 1/2/3組	英語(話すこと) (15分×3組) 4/5/6組

※1 準備できるパソコンの台数等に応じて、各学級の割当て等を柔軟に行うことを可能とする。

(例：パソコンが80台ある場合、5時限目に、1・2/3・4/5・6組として実施 等)

※2 7学級を超える学校については、4時限目を「英語(話すこと)」の調査に充てることも可能とする。